

消費税率引き上げと中小企業の転嫁対策



1

消費税の価格転嫁対策のポイントについて日本商工会議所消費税転嫁対策窓口相談等事業実施ワーキンググループ委員で中小企業診断士の秋島一雄さんが3回にわたり解説します。1回目は、そもそも「消費税の転嫁とは一体何で、なぜ転嫁対策が必要か?」という点に絞ってお伝えします。

ご存じのとおり、平成26年4月1日より消費税率が現在の5%から8%に引き上げられます。税率の引き上げにより、事業者はさらに厳しい経営環境に陥る可能性があります。

事業者は買い手の購買意欲を考え、税率上昇分を価格に転嫁しない可能性が高く、消費税の差額を納税します。引き上げ相当額がそのまま収益の減少に結び仕組み上は、取引の各

段階で商品やサービスの価格に転嫁(上乗せ)されることで、最終的にいい価格から変わるところ、購買意欲の減退があるので、税率が何%であるうと事業者の収益には関係がない、ことになります。

上乗せできないと
収益を圧迫

しかし、実際のビジネスでのやり取りはこれまでほどシンプルです。下の表は税抜きベースで仕入れ額が1万円、売上額が2万円の例ですが、税込み販売

価格を税率5%時と同じ価格に据置いた場合を考えてみましょう。このように、従来の収益を維持するためには、消費税を適正に価格に転嫁しなければなりません。しかし、実際のビジネスでは、支払総額の増加による買い手の買い控えや競合他社との価格競争など

なぜ転嫁対策が必要か

事業全体で適正な利益の確保を

があります。そして、最終的には売れる値段での価格設定が必要になります。

を上乗せするといった一律転嫁ではなく、売上への影響を加味して、事業全体で適正な利益確保を目指しています。

法が考えられます。日本商工会議所消費

で、他の商品の価格は、目玉商品などの値下げ分をカバーする値上げ分をカバーする範囲内で行うといった方法が考えられます。

事業実施WG委員/東京商工会議所中小企業

消費税を転嫁せずに価格を据置くと

売上額(税込み)	21,000円	売上額(税込み)	21,000円
売上額(税抜き)	20,000円	売上額(税抜き)	19,444円
仕入額(税抜き)	10,000円	仕入額(税抜き)	10,000円
税引利益	10,000円	税引利益	9,444円

売上額(税抜き)が下がる
売上額(税込み)変わらない
利益が減っていることに気づかない

